

1. 件名：使用前検査等の各事業者間の調整に係る面談
2. 日時：令和2年9月14日 13時30分～14時00分
3. 場所：原子力規制庁2階打合せスペース（TV会議システムを利用）
4. 出席者
原子力規制庁原子力規制部 検査グループ 専門検査部門
高須統括監視指導官、上田上席原子力専門検査官、柳原子力専門検査官
東京電力ホールディングス株式会社
原子力運営管理部保安管理グループGM 他10名
関西電力株式会社
原子力事業本部 原子力発電部門 発電グループ マネジャー他4名
九州電力株式会社
原子力発電本部 原子力発電グループ課長 他5名

5. 要旨

○原子力規制庁から以下の説明を実施した。

- ・先日、原子力エネルギー協議会（以下「ATENA」という。）に現在実施中の使用前検査と今後計画されている使用前事業者検査がふくそうすることから、全体の調整の可否を検討いただいたが、事業者間の調整をATENA又は電気事業連合会が担うことは難しいとの回答があった。
- ・現在申請がされているもののうち、半数以上は関西電力の検査となっているが、令和2年9月9日の原子力規制委員会臨時会議における関西電力の会社経営層との意見交換においても原子力規制委員から話があったように、過去に示された検査計画に併せ、検査官が検査の事前準備をしていたにもかかわらず、直前になって検査計画が変更されたことにより、検査官のリソースが効率的に活用できなかった事例が多数発生した経緯がある。検査官の人数は限られており、検査官を効率的に派遣する必要があるので、先に検査申請されたプラントを優先して検査するのではなく、計画どおりに確実に検査が行われるプラントの検査を優先したい。
- ・使用前検査を実施している関西電力及び九州電力並びに使用前事業者検査を開始した東京電力の3社間において、検査計画の調整の可否について確認した。

○3社からは、月間ベースの大きな枠での調整は可能であるが、個別の検査内容や検査官の移動等日々の調整になると考慮すべき事項が多く、事業者間での調整が

難しい旨回答があった。

○原子力規制庁から、今までどおり各事業者から提示された検査計画に沿うようにできる限り最大限の考慮した検査官の派遣をするが、調整の結果により、事業者が要求する検査計画どおりに検査官が派遣できないこともありうる旨伝えたとともに、確実かつ実効性のある検査計画の提示を求めた。

○3社からは了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：なし